

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社C営業所（以下「事業場」という。）において、営業業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、Dクリニックに受診し「抑うつ状態」と診断され、同年○月○日、Eクリニックに受診し「うつ病」と診断された。請求人によると、平成○年○月から同年○月にかけて、過酷なペナルティを背景に、一人で事業場の営業をこなし、同年○月から○月にかけて、社長から度重なる罵倒叱責を受けたことにより、精神障害を発病したという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示するとおり、ICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を平成〇年〇月頃に発病したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号)のとおりである。

(3) 請求人は、決定書への不服として、休憩時間は長くとも30分程度しか取れていないことを挙げ、本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において恒常的な長時間労働に従事していた旨主張する。

この点、請求人の営業日報によれば、数日ではあるが、所定の休憩時間である午後0時から午後1時までの間に商談あるいは取引先との会食などを行っている日が認められ、移動時間を考慮すれば所定の時刻どおりに休憩が取れなかった日も一定程度認められるが、日常的に所定の休憩時間帯に業務に従事していたという状況であったと認めるに足りる客観的な資料はない。また、請求人は原則的に1人で取引先を訪問する営業活動等を行っていたものであって、請求人が主張するように取引先の都合を優先する反面、所定時刻以外に休憩をずらして取ることも自らの裁量で可能な状況にあったものと考えられ、仮に所定の休憩時間帯に業務に従事していた、若しくは移動していたとしても、別の時間帯に休憩を取ることは可能であったと推認され、当該時間帯に休憩をとれなかったとしても、大きな負荷になるとは考えられない。加えて、取引先の都合を

優先することからも特段の要請がない限りは、取引先でも休憩時間帯に当たることが多い午後0時から午後1時の時間帯での訪問は避けるのが通常である。以上を踏まえると、当該時間帯に明らかに業務に従事していたという事情が認められない限り、所定の休憩時間を取っていたとみなすことが妥当であって、休憩時間は評価期間を通じ毎日長くても30分であったとする請求人の主張は採用することができない。

なお、請求人の営業日報によれば、午後0時から午後1時までの時間帯に業務に従事したとみられる日が、評価期間において、平成○年○月○日、同月○日、同月○日、同月○日、同月○日、同月○日、同年○月○日、○月○日、同月○日、同月○日、○日、平成○年○月○日、同月○日、同月○日、同年○月○日、同月○日、同月○日、同月○日、同年○月○日、同月○日、同月○日の24日間認められるところである。これらの日について、別の時間帯に休憩を取っていたか否かは不明であるものの、仮に30分程度しか休憩が取れなかったとして、請求人の労働時間を算定しても、評価期間における1か月の時間外労働は最大でも発病前6か月目の90時間34分であって、請求人が主張するような恒常的な長時間労働は認めることができない。

(4) また、請求人は、一部に不正行為があったとしても全面的に労働時間から削除することは許されない旨主張するが、審査官は警備記録上において事業場への出入りがあっても営業日報を作成していない日を労働時間から除外しているものであるところ、業務を行っていたとすれば営業日報を作成しない理由はないから、これらの日に、架空発注・隠ぺい工作を行っていたかどうかは別にしても、業務を行っていたと認めることは困難であり、請求人の主張を採用することはできない。

(5) 以上のことから、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人の評価期間における心理的負荷の全体評価は「中」とどまるものであって、請求人の本件疾病を業務上の事由によるものと認めることはできないと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。